

お知らせ
news

令和5年度 金ヶ崎町地域づくり協働補助金の申請を受け付けます

☎・申請先 中央生涯教育センター 生涯教育係 (☎ 44-3123)

町は、地域の課題解決や活性化に取り組む自治会や団体に対する補助金制度を設けています。

本年度の申請を受け付けますので、事業を検討している団体の皆さんは応募してください。

■申請期間 5月17日(水)まで

■補助金額 上限30万円(自治会等の場合)

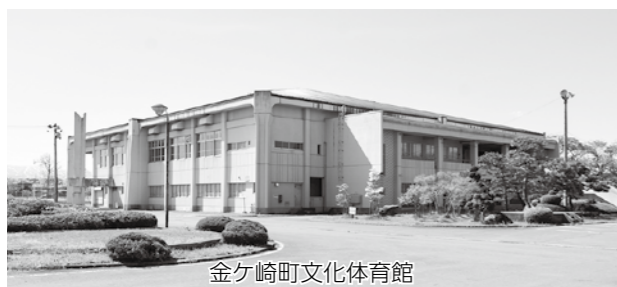
■対象事業 町ホームページ等で確認ください

■その他 申請のあった事業は、審査会で交付の可否を決定します。交付決定前の事業実施は対象外となります。

お知らせ
news

ネーミングライツ スポンサーを募集します

☎ 中央生涯教育センター スポーツ推進係 (☎ 44-3123)



金ヶ崎町文化体育館

町は、ネーミングライツを導入することで新たな財源を確保し、施設の魅力やサービス向上を図ります。このたび、金ヶ崎町文化体育館を対象にネーミングライツスポンサーを募集します。

■対象施設 金ヶ崎町文化体育館

■応募資格 法人またはその他団体(個人を除く)

■契約期間

令和5年8月1日～令和8年7月31日(3年間)

■ネーミングライツ料(命名権料)

希望額 年額100万円以上

(消費税および地方消費税を含む)

■応募方法

募集要項に従って、期限までに申請書類等を持参または郵送(必着)

■応募期限

5月12日(金)まで

■その他 募集要項および申請書様式は、町のホームページからダウンロードできます。

※ネーミングライツ…スポーツ施設などの名称にスポンサー企業の社名や愛称を付与するもので、いわゆる「命名権」と呼ばれています。

お知らせ
news

電池は種類によって 廃棄方法が異なります

☎ 生活環境課 (内線 2135)

電池は「使いきり電池」と充電すれば繰り返し使える「充電式電池」に分けられます。廃棄方法が適切でないと、火災事故につながる可能性があります。正しい分別を心がけましょう。

■電池類の分け方・出し方一覧表

種類	分別区分	排出先
乾電池(アルカリ乾電池・マンガン乾電池)	鉄くずの日	リサイクルステーション(乾電池類の収集ボックスへ)
コイン電池(コイン型リチウム電池)	鉄くずの日	リサイクルステーション(乾電池類の収集ボックスへ) ※絶縁すること
ボタン電池	町の収集には出せません	ボタン電池回収協力店(家電量販店、ホームセンター、眼鏡店など)
小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)	町の収集には出せません	小型充電式電池回収協力店(家電量販店、ホームセンターなど)

■ボタン電池とコイン電池の見分け方



ボタン電池はボタン程の大きさで厚く、コイン電池は1円玉と同程度の大きさで薄いのが特徴です。

※電池同士が接触した際にショートして発火する恐れがあります。必ず電極にセロハンテープなどを貼って絶縁してください。

令和5年度 金ヶ崎町移住定住促進事業

町は、子育て世代や移住者、転入者向けなど、皆さんの生活に合わせた支援事業を展開しています。各事業の詳細については、担当課にお問い合わせください。

☎ ①～⑦商工観光課 (☎ 42-2111)

転入・就職

①移住支援事業補助金

東京圏から金ヶ崎町へ移住し就業した場合、単身60万円、世帯100万円を支給します。子ども(18歳未満)一人につき100万円の子育て加算があります。

②若年者移住定住促進家賃補助金

35歳未満の就業者が町外から転入した場合、民間賃貸住宅の家賃を2年間補助します。町内の寮等から町内の民間賃貸住宅に転居する場合も対象となります。



創業支援

③創業等支援事業補助金

町内で事業を始める場合、事業所等の増改築費、設備・備品費、広告宣伝費等の経費の2/3(若者と女性は9/10)、上限50万円を補助します。

④空き店舗活用補助金

空き店舗を賃貸して事業を行う場合、店舗改装工事費・設備工事費の経費の1/2(上限100万円)を補助します。



持ち家取得

⑤定住促進住宅取得補助金

民間住宅に居住する40歳未満の人が町内に住宅取得する場合、経費の1/2(上限10万円)。さらに本人および配偶者以外の世帯員一人につき5万円を加算します。

⑥住宅建設資金金負担軽減補助金

町内に住宅を建設・購入した場合、住宅ローン(住宅取得にかかった費用)の返済に係る利子の一部を3年間補助します。

⑦空き家利活用事業補助金、空き家バンク

空き家を住宅または地域交流の活性化に活用するための改修費用の一部を補助します。さらに、39歳以下または県外からの移住者で、空き家バンク登録物件の取得・改修した場合には別途加算金があります。



⑧結婚新生活支援補助金

夫婦共に29歳以下の新婚世帯の住宅費(購入・賃貸、リフォーム、引っ越し費用等)を1世帯あたり上限60万円補助します。※夫婦共に39歳未満の人は上限30万円

⑨子育て支援事業

▶子ども医療費助成(18歳以下は医療費全額助成) ☎ 住民課
▶学校給食費の無償化(小中学校) ▶保育料の軽減(第2子半額、第3子は無料) ☎ 教育委員会事務局
▶出産・子育て応援金 ▶妊産婦サポートタクシー助成 ▶妊婦宿泊費等の助成 ▶妊産婦医療費助成 ▶在宅子育て応援金 ☎ 子育て支援課

結婚・子育て

☎ ⑧企画財政課 (☎ 42-2111)

⑨住民課、教育委員会事務局 (☎ 42-2111)、子育て支援課 (☎ 44-4611)